

善通寺市認可外保育施設保育料補助金のご案内

善通寺市では、市内の認可外保育施設を地域枠で利用している児童の保護者の経済的負担の軽減を図るため、利用料について補助を行います。

補助の対象となる方（以下のすべてに該当する方が対象です）

- 1 保護者と同一世帯に属する児童ともに善通寺市に居住し、かつ住所を有していること。
- 2 子ども・子育て支援法第20条の支給認定を受けていること（保育を必要とする事由に該当する児童であること）。
- 3 児童が市内の認可外保育施設を地域枠で利用していること（月の初日に在籍し、月利用契約をしていること）。

補助金の額

月額37,100円を上限として、市で算定した利用者負担額と認可外保育施設保育料との差額（給食費その他の利用にかかる実費は除きます）

申請者

本人（保護者）または対象施設

申請期限（年度ごとの申請が必要となります）

施設利用月の属する年度末（3月31日）まで

申請書類

- ・本人が申請する場合 (1)善通寺市認可外保育施設保育料補助金交付申請書（償還払い用）
(2)保育料領収書
(3)その他状況に応じて必要な書類
- ・施設が申請する場合 (1)善通寺市認可外保育施設保育料補助金交付申請書（代理受領用）
(2)善通寺市認可外保育施設保育料補助金実績報告書
(3)代理受領委任状兼同意書
(4)補助対象者に係る保育料の内訳が分かる書類
(5)その他状況に応じて必要な書類

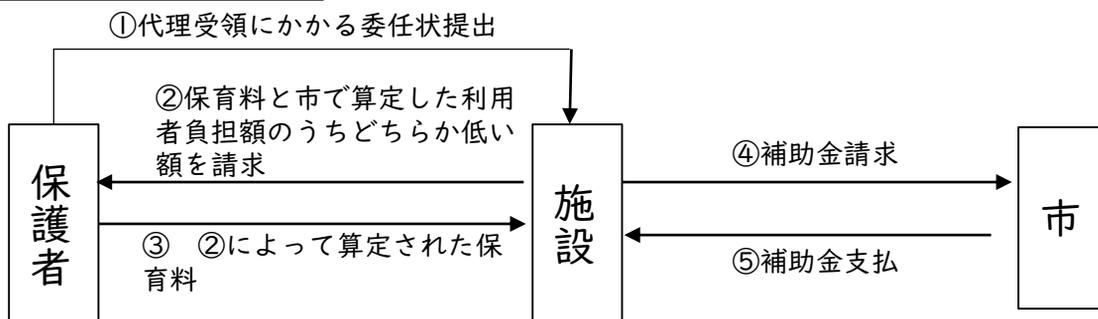
※ 市外から転入された方は、施設利用月によって課税証明書（父母とも）が必要となる場合があります。



対象施設

わくわくチャイルド 善通寺市原田町1496番地1（ケアハウスまどか内） ☎0877-63-8000（代）

代理受領の場合の流れ



認可外保育施設利用料補助金基準額表

階層区分		市で算定する利用者負担額(月額)			補助上限額(月額)
			就学前第2子	扶養する第3子以降	
A	生活保護世帯	0	0	0	認可外保育施設保育料— 市で算定する利用者負担額 ※市で算定する利用者負担額が37,100円以上の 場合、補助はされません。
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	
C	市町村民税均等割のみ課税世帯	7,500	1,500	0	
D1	市町村民税所得割課税額 48,600 円未満	13,500	4,500	0	
D2	市町村民税所得割課税額 48,600 円以上 97,000 円未満	19,500	7,500	0	
D3	市町村民税所得割課税額 97,000 円以上 133,000 円未満	25,500	10,500	0	
D4	市町村民税所得割課税額 133,000 円以上 169,000 円未満	31,500	13,500	0	
D5	市町村民税所得割課税額 169,000 円以上 235,000 円未満	38,500	17,000	0	
D6	市町村民税所得割課税額 235,000 円以上 301,000 円未満	42,500	19,000	0	
D7	市町村民税所得割課税額 301,000円以上	46,500	21,000	0	

・補助額は、市で算定する利用者負担額(月額)と認可外保育施設保育料(月額)との差額です。
(月額37,100円を上限とします。)

・補助上限額の算出に使用する市町村民税の賦課年度は施設の利用月により異なります。

利用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市町村民税	前年度(前々年分)市町村民税					当該年度(前年分)市町村税						

・補助の対象となる利用料は、認可外保育施設の月額保育料で、延長保育料、昼食代その他の費用は含みません。

・市で算定する利用者負担額を算定する際の、市町村民税所得割課税税額は、児童の保護者(父、母とも)の合算された税額で算定します。

お問い合わせ 善通寺市役所子ども課 ☎ (0877) 63-6365